

## 防災訓練の結果の概要（総合訓練）

### 1. 訓練の目的・目標

本訓練は、「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画 第2章第5節2」に基づき、実施するものである。

なお、今年度の訓練については、2部制訓練として現実的なシナリオに基づく訓練（現場実動有）および令和7年度第25回原子力規制委員会において決定した「令和7年度事業者防災訓練の実施方針」に従い、同一地域複数事業所同時発災を想定した訓練を実施した。

埋設事業部対策本部（以下「事業部対策本部」という。）および全社対策本部の訓練目的を以下に示す。

#### 【事業部対策本部】

本訓練は、「埋設事業部 緊急時対応に係る訓練等の中期計画（2025年度～2027年度）」に基づき、4施設（再・廃・濃・埋）および公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター（以下「NMCC」という。）との同時発災シナリオ想定のもとで、事業部対策本部、全社対策本部、他事業部およびNMCCとの情報発信能力および緊急時対応能力の維持・向上を図ることを目的として実施する。

具体的な達成目標、検証項目は以下のとおり。

#### (1) 「社内外との情報共有」

達成目標：事業部間、全社対策本部およびNMCCとの情報共有ならびに社外関係機関への迅速かつ正確な情報が発信できること

検証項目：①他事業部およびNMCCのトラブル情報を正確に入手するとともに、必要な措置の判断および実施ができること

②現場－事業部対策本部－全社対策本部間（他事業部含む）の情報共有が情報共有ツールによりタイムリーに正確な情報を共有できること

③事業部対策本部は現場からの情報が錯綜する状況下で、全社対策本部（即応センター含む）へ発信する情報が正確であることを判断するとともに、一元的な情報発信ができること

④EAL判断および防災体制を発令し、全社対策本部（即応センター含む）へ情報共有できること

⑤通報文に誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること

⑥COP資料およびERC備付資料が全社対策本部からERCプラント班に説明できる内容であること

#### (2) 「4施設同時発災時の支援・協力対応」

達成目標：全社対策本部または他事業部からの協力要請に対して、適切に対応できること

検証項目：①全社対策本部または他事業部への支援、協力要請の調整が機能班間で実施できること

②全社対策本部または他事業部への支援・協力要請に対して事業部対策本部で適切に判断できること

③判断に基づく協力対応が実施できること

#### (3) 「現場と緊急時対策所との連携」

達成目標：現場と緊急時対策所が連携を図り、事象収束活動が実施できること

検証項目：①緊急時対策所が事象収束活動に必要な判断をできること

②現場は、緊急時対策所の判断に基づき、現場収束活動ができること

#### 【全社対策本部】

本訓練は、「全社対策本部 緊急時対応に係る訓練等の中期計画（2025年度～2027年度）」に基づき、当社4施設（再処理施設・廃棄物管理施設・加工施設・廃棄物埋設施設）およびNMCCとの同時発災を想定したシナリオのもとで、情報発信能力および緊急時対応能力の維持・向上を図ることを目的として実施する。

具体的な達成目標、検証項目は以下のとおり。

##### (1) 「発災情報をもとに対策活動の判断・指示」

達成目標：4施設（再処理施設・廃棄物管理施設・加工施設・廃棄物埋設施設）およびNMCCとの同時発災状況のもと、全社対策本部の活動に必要な判断・指示ができること

検証項目：①全社対策本部の活動に必要な情報を入手するために情報共有ツールを使用できること  
②全社対策本部内において正確な情報共有が実施できること  
③手順に基づき、全社対策本部要員が活動するために必要な判断・指示ができること  
④手順に基づき、全社対策本部要員以外の社員、協力会社員等への対応について迅速に判断・指示ができること

##### (2) 「社外への情報発信」

達成目標：社外への迅速かつ分かりやすく正確な情報発信ができること

検証項目：①ERCプラント班へ事故・プラント状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況の情報発信ができること  
②施設の発災状況、事象の重要度および今後の対応など、プレスが理解できる情報を発信できること

##### (3) 「事業部対策本部の支援」

達成目標：事業部対策本部の支援を適切に実施できること

検証項目：①事業部対策本部の支援要請に対して全社対策本部で適切に判断ができること  
②事業部対策本部との調整が機能班間で実施できること

## 2. 実施日時および対象施設

### (1) 実施日時

2025年11月11日（火） 13:30～17:00（社内反省会を含む。）

<気象条件<sup>※1</sup>> 天候：曇り、温度：20.0℃、風向：南西、風速：4m/s、大気安定度：D

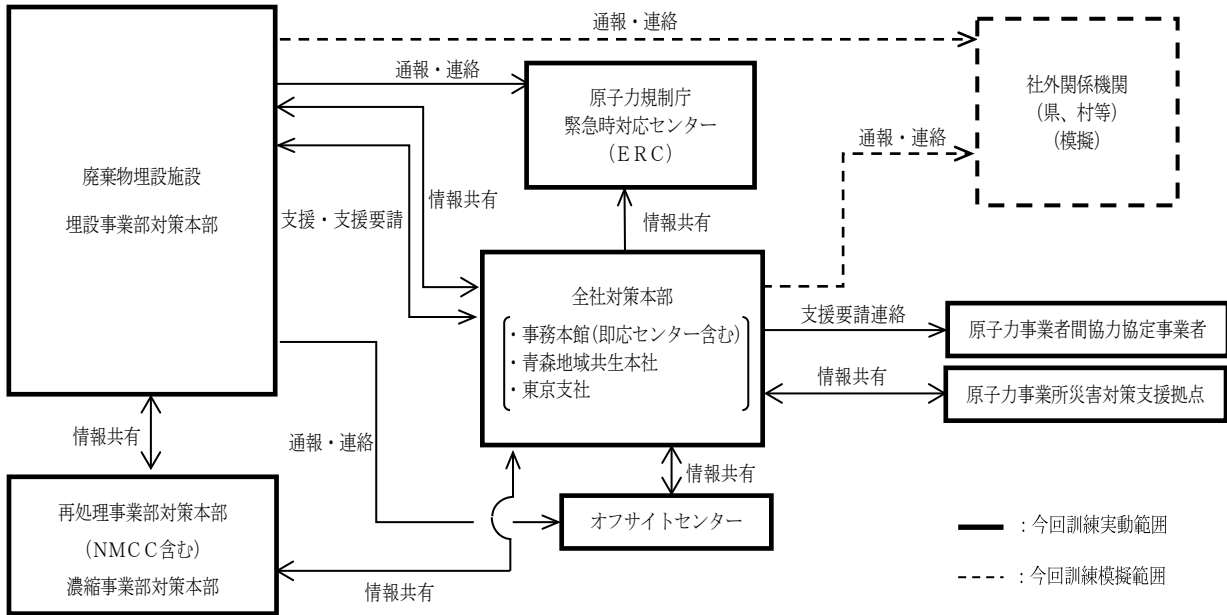
※1：天候、気温、風向、風速、大気安定度は訓練想定により固定条件として設定

### (2) 対象施設

廃棄物埋設施設

### 3. 実施体制、評価体制および参加人数

#### (1) 実施体制



#### (2) 評価体制

埋設事業部、全社対策本部、他事業部および他原子力事業者から評価者を配置し、事業部対策本部および全社対策本部の活動状況の評価するとともに、訓練終了後に事業部対策本部と全社対策本部による反省会および各機能班での自己評価を行い、課題の抽出を行った。

#### (3) 参加人数

事業部対策本部	訓練参加者： 83名 (訓練コントローラ6名を含む。)
	評価者： 9名 (社内8名、社外1名)
全社対策本部	訓練参加者： 167名 (訓練コントローラ17名を含む。)
	評価者： 5名 (社内4名、社外1名)

### 4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法 (以下「原災法」という。) 警戒事態該当事象を起因とし、現実的な発災事象を想定する。

詳細は以下のとおり。

#### (1) 施設運転状況設定

- ・ 1号廃棄物埋設地：作業なし
- ・ 2号廃棄物埋設地：作業なし
- ・ 3号廃棄物埋設地：作業なし
- ・ 低レベル廃棄物管理建屋：廃棄体外観確認作業

#### (2) 事象概要

時刻	発生事象 等
13:45	再処理施設における臨界のおそれ発生連絡 (A情報)
14:00	地震発生 (六ヶ所村 震度6弱)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生に伴い廃棄体外観確認作業中断</li> <li>・ 事業部対策組織要員を招集</li> <li>・ 低レベル廃棄物管理建屋 全域停電 (濃縮工場からのB系統電源供給のみ)</li> <li>・ 低レベル廃棄物管理建屋 PHS使用不可</li> </ul>

時刻	発生事象 等
14:05	六ヶ所村において、震度6弱を確認 【警戒事態該当事象】 「六ヶ所村において、震度6弱以上の地震の発生」を原子力防災管理者が判断 警戒態勢を発令、事業部対策本部設置
14:23	管理区域からの退避者2名汚染なしを確認
14:42	低レベル廃棄物管理建屋内の廃棄体一時仮置台で荷崩れが発生し廃棄体2本落下(変形、蓋開き)を確認
14:50	低レベル廃棄物管理建屋内の一時貯蔵天井クレーンが輸送容器把持中に停止を確認
14:54	3号埋設地 監視小屋にて実火災を確認 119番通報実施
15:19	3号廃棄物埋設地にて負傷者1名発生
15:22	3号廃棄物埋設地にて発生した負傷者1名を濃縮・埋設事務所へ搬送開始
15:28	3号埋設地 監視小屋火災の消火活動開始
15:31	3号埋設地 監視小屋火災の消火活動完了
15:49	地震後の点検の結果、建屋外観、車庫、埋設地異常なし
15:59	応急復旧作業について、本部了承
16:03	応急復旧作業開始
16:43	応急復旧作業終了
16:56	埋設施設 訓練終了

## 5. 防災訓練の項目

総合訓練

## 6. 防災訓練の内容

本訓練は、プレイヤーへ訓練シナリオを事前通知しない「シナリオ非提示型」により実施した。

また、訓練進行管理を行う訓練コントローラは、訓練中にプレイヤーに対して資料配付および電話連絡等を行い、シナリオ進行に必要な状況付与を行った。

### (1) 事業部対策本部

- a. 通報訓練
- b. 救護訓練
- c. モニタリング訓練
- d. 避難誘導訓練
- e. その他必要と認める訓練
  - (a) 事業部対策本部対応訓練
  - (b) 現場対策活動訓練
  - (c) 全社対策本部等（E R C対応含む）との連携訓練

### (2) 全社対策本部

- a. その他必要と認める訓練
  - (a) 全社対策本部運営訓練
  - (b) E R C対応訓練
  - (c) オフサイトセンター対応訓練
  - (d) 広報対応訓練

## 7. 防災訓練の結果の概要

核燃料施設等に係る訓練評価指標に示す現場実働対応（現場指揮者：「現場要員に対して統率の取れた、指揮・命令の実施」、「与えられた作業全体の進捗を把握し、目標時間内に作業完了出来るよう適切なリソース配分」、「人身安全・放射線安全を考え、適切な指示を行える」、現場要員：「現場指揮者からの指令・命令に従った対応状況」、「現場指揮者とのコミュニケーション実施による、情報共有」、「現場指揮者の指示に従った、適切な装備品の正確な装着状況」、「現場作業中における、安全行動実施の状況」）は、効率的な作業を的確に行う必要があるため、各機能班のマニュアル等に定めるとおりに活動ができていることを確認するとともに、評価シート等を用いて、各現場に配置する社内評価者（3.（2）評価体制に示す。）による自己評価を行った。評価結果は以下のとおり。

### 【復旧班】

①現場指揮者（復旧班（運転監督者））は、地震発生に伴う低レベル廃棄物管理建屋内で発生した廃棄物一時仮置台での荷崩れおよび輸送容器取扱い中の一時貯蔵クレーンの停止、3号埋設地で発生した火災について、落下した廃棄物および停止した設備の応急復旧措置、避難指示、設備運転停止処置、初期消火活動を、復旧班の活動に関する手順に基づき、活動の開始、完了目標時間の設定、各活動に対する要員配置、安全装備の装着等を指示できていたことから、現場指揮者として概ね必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。

ただし、地震発生に伴う初動対応が遅れたことにより発災現場の確認に時間を要したことおよび放射線防護を考慮すべき環境における火災発見時の初期消火活動指示に問題があったことから改善が必要である。

②現場要員（復旧班（運転員））は、現場指揮者（復旧班（運転監督者））の指示に従い、復旧班の活動に関する手順に基づき、対策活動の実施、現場指揮者（復旧班（運転監督者））への報告、安全装備の装着等を実施していたことから、現場要員として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。

③訓練中の判断を迷わせるマルファンクション（火災発生場所の誤情報付与）に対し、復旧班の活動に関する手順に基づき、以下のとおり実施していたことから、現場指揮者および現場要員として適切な振る舞いを行っていたと評価する。

#### ・火災発生場所の誤情報付与

現場要員（復旧班（運転員））は、火災発見時に火災発生場所を正確に把握し、現場指揮者（復旧班（運転監督者））は、現場要員（復旧班（運転員））から正確な火災発生場所を聞き取り、事業部対策本部（復旧班長）へ報告した。

### 【総務班】

①現場指揮者（総務班）は、地震発生時に事業者内従業員の避難誘導、点呼・安否確認を、総務班の活動に関する手順に基づき、活動の開始、完了目標時間の設定、各活動に対する要員配置、安全装備の装着等を指示できていたことから、現場指揮者として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。

②現場要員（総務班）は、現場指揮者（総務班）の指示に従い、総務班の活動に関する手順に基づき、対策活動の実施、現場指揮者（総務班）への報告、安全装備の装着等を実施していたことから、現場要員として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。

### 【放射線管理班】

①現場指揮者（放射線管理班）は、避難者（管理区域内作業員）の汚染状況確認のための身体サーベイおよび対策活動要員の汚染状況確認のための身体サーベイを放射線管理班の活動に関する手順に基

づき、活動の開始、完了目標時間の設定、各活動に対する要員配置、安全装備の着装等を指示できていたことから、現場指揮者として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。

②現場要員（放射線管理班）は、現場指揮者（放射線管理班）の指示に従い、放射線管理班の活動に関する手順に基づき、対策活動の実施、現場指揮者（放射線管理班）への報告、安全装備の着装等を実施していたことから、現場要員として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。

また、上記以外の訓練評価指標に示す前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定や訓練結果に対する自己分析（反省事項抽出含む）等の訓練前後に確認する必要がある項目については、達成状況等を確認するための評価シート等を用いて、訓練事務局などによる自己評価を行った。

なお、今回の訓練において抽出した改善点については、重要度分類したうえで、訓練目標に直接関係して対策、検討が必要な事項、または手順が存在しない等、活動内容の検討が必要な事項について、本報告書における改善点としている。（10. 今後の原子力災害対策に向けた改善点に示す。）

本訓練における活動結果および評価の詳細は以下のとおり。

#### （1）事業部対策本部

##### a. 通報訓練

①本部事務局は、通報文記載例をもとに、事業部対策本部（原子力防災管理者）のEAL判断に応じた通報文を作成し、通報文チェックツールを用いたチェック後、情報統括者による内容の確認を実施した。

②本部事務局は、あらかじめ設定した通報連絡の目標時間内に通報連絡ができるよう、タイムキーパーにより通報連絡の時間を管理し、ファクシミリ装置を用いて社外関係機関へ通報連絡を実施した。

##### <評価>

①本部事務局は、本部事務局の活動に関する手順に基づき、通報文の作成および情報統括者による内容確認ができていたことから、通報文の作成に問題ないと評価する。

②本部事務局は、本部事務局の活動に関する手順に基づき、タイムキーパーにより通報連絡の時間を管理し、所定時間内（警戒事態：目標15分以内に対し10分、警戒事態の経過連絡：概ね30分毎）に通報連絡ができた。また、ファクシミリ装置の扱いも問題なくできていたことから、通報連絡に係る対応に問題ないと評価する。

##### b. 救護訓練

・救護班は、3号廃棄物埋設地で発生した負傷者の負傷状況を確認し、負傷者の状態に対する応急処置を実施した。

##### <評価>

・救護班は、救急対応に関する手順に基づき、負傷者の状態に応じた応急処置に係る対応が実施できていたことから、負傷者への救護に係る対応に概ね問題ないと評価する。

ただし、正確な負傷者発生時間を把握していなかったことにより、誤った発生時間を共有していたことから、負傷者情報の発信に関して改善が必要である。

[10. No.3 負傷者情報の発信に関する改善 参照]

##### c. モニタリング訓練

・放射線管理班は、発災現場付近の汚染状況の確認を目的とした放射線環境測定（空間放射線量率、表面密度、空気中の放射性物質濃度）およびモニタリングカーによる環境測定、モニタリングポ

ストでの測定・監視対応について、事業部対策本部内への情報共有を実施した。

<評価>

- ・放射線管理班は、放射線管理班の活動に関する手順に基づき、発災による汚染状況の確認を目的とした放射線環境測定およびモニタリングカーによる環境測定を行うとともに、モニタリングポストによる測定・監視を実施し、その測定結果を事業部対策本部内に情報共有できていたことから、モニタリングに係る対応に問題ないと評価する。

d. 避難誘導訓練

- ①復旧班は、ページング設備を用いて施設内の従業員等に対して、一時避難場所への避難指示および避難誘導を実施した。
- ②総務班は、地震発生により、事業所内の従業員等を対象に安否確認を実施した。
- ③総務班は、避難者有無の確認および避難集合場所への避難ルートを確認し、避難誘導を実施した。

<評価>

- ①復旧班は、復旧班の活動に関する手順に基づき、ページング設備にて遅滞なく一時避難先への避難指示を行い、避難者の人数および怪我の有無を確認できていたことから、避難指示および避難誘導に係る対応に問題ないと評価する。
- ②総務班は、総務班の活動に関する手順に基づき、安否確認を実施できていたことから、安否確認に係る対応に問題ないと評価する。
- ③総務班は、総務班の活動に関する手順に基づき、発災状況を確認し、一時避難場所から避難集合場所への避難ルートおよび移動手段について適切な判断を行っていたことから、避難誘導等に係る対応に問題ないと評価する。

e. その他必要と認める訓練

(a) 事業部対策本部対応訓練

- ①原子力防災管理者は、EALの判断、防災体制の発令、事象進展を踏まえた事故・プラントの状況の把握および戦略の決定を実施した。
- ②事業部対策本部は、発災初期における現場からの情報が錯綜する状況下において、各機能班からの状況報告を踏まえ、定期的なブリーフィングを行った。  
また、原子力防災管理者は、対応戦略を決定し、各機能班へ指示するとともに、事業部対策本部内への周知を実施した。
- ③事業部対策本部は、他事業部対策本部からの応援要請（非常食貸与）を受けた厚生班から報告を受け、応援要請に対する状況を把握し、支援、協力活動が可能か判断するとともに、厚生班へ対応指示し、全社対策本部へ対応の状況を共有した。

<評価>

- ①原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、発災事象の確認、EALの判断、防災体制の発令を行うとともに、プラント状況の把握および戦略の決定ができていたことから、事業部対策本部の運営に係る対応は概ね問題ないと評価する。  
ただし、他事業部およびNMC Cに係る情報について、再処理事業部対策本部から送付される通報文による状況把握が主であり、廃棄物埋設施設への影響を想定するにあたっての情報の過不足、タイミングを考慮できていなかったことから、事業部対策本部として把握すべき情報の整理ならびに他事業部対策本部および全社対策本部への情報共有・報告に関する改善が必要である。

[10. No.4 他施設の状況把握に関する改善 参照]

- ②事業部対策本部は、事業部対策本部の活動に関する手順に基づき、各機能班からの報告内容をも

とに定期的にブリーフィングを行った。

また、原子力防災管理者は、対応戦略を決定し、事業部対策本部内に周知できていたことから、事業部対策本部の運営に係る対応に概ね問題ないと評価する。

ただし、すべての情報が対策本部長へ報告されたのちに対策本部長が判断・指示する体制となっていることにより戦略シートの承認までに時間を要したことから、応急復旧の実施について改善が必要である。

[10. No.1 応急復旧の実施に関する改善 参照]

- ③事業部対策本部は、事業部対策本部の活動に関する手順に基づき、他事業部対策本部からの応援要請を適切に対応するとともに、事業部対策本部内および全社対策本部へ情報共有ができていたことから、4施設同時発災時による支援・協力対応に問題ないと評価する。

#### (b) 現場対策活動訓練

- ①復旧班は、落下した廃棄体の対処を行うために必要な装備を着用し、必要な資機材の準備を行い、落下した廃棄体を固定し応急対策を実施した。

- ②復旧班は、火災を発見し公設消防へ通報連絡するとともに事業部対策本部へ報告を実施した。

#### <評価>

- ①復旧班は、復旧班の活動に関する手順に基づき、必要な資機材を準備し、対策を完了することができていたことから、現場対策活動に係る対応に概ね問題ないと評価する。

ただし、復旧班は、地震発生に伴う初動対応が遅れたことにより発災現場の確認に時間を要した。

また、応急復旧手順の作業ごとの活動時間を把握していなかったことにより技術班が作成する戦略シートの確認に時間を要したことから、応急復旧の実施について改善が必要である。

[10. No.1 応急復旧の実施に関する改善 参照]

- ②復旧班の火災発見者は、火災発見時の活動に関する手順に基づき、速やかに公設消防へ通報連絡できていたことから、公設消防への通報連絡は概ね問題ないと評価する。

ただし、低レベル廃棄物管理建屋制御室（以下「制御室」という。）の復旧班は、火災発見時の実施条件を定めていなかったことにより、初期消火を直ちに実施できなかったことから、初期消火の実施に関する改善が必要である。

[10. No.2 初期消火の実施に関する改善 参照]

#### (c) 全社対策本部等（ERC対応含む）との連携訓練

- ①事業部対策本部は、ERCへの情報提供のため、ERC対応チーム（緊急時対策所要員および即応センター要員）を編成し、全社対策本部（即応センター）へ要員を派遣した。

- ②事業部対策本部（ERC情報連絡員）は、事業部連絡要員（ERC対応者）が全社対策本部（即応センター）へ移動している際も、事業部対策本部内の発話およびCOP（進展予測と事故収束対応の戦略、進捗状況）の情報をもとに、携帯電話により情報提供を実施した。

- ③事業部対策本部は、社内情報シート、COP資料およびEAL判断の根拠資料等を用いてプラントの状況、事故収束対応戦略および戦略の進捗状況について情報統括者が確認した内容を全社対策本部（即応センター）へ情報提供した。

#### <評価>

- ①事業部対策本部は、事業部対策本部の活動に関する手順に基づき、ERC対応チームを編成し、要員派遣できていたことから、ERC対応に係る要員派遣に問題ないと評価する。

- ②事業部対策本部（ERC情報連絡員）は、情報フローに基づき、事業部連絡要員（ERC対応者）

が全社対策本部（即応センター）に移動している際も、必要な情報を随時提供できていたことから、E R C情報連絡員からの情報提供に係る対応に問題ないと評価する。

- ③事業部対策本部は、情報フローのとおり、全社対策本部（即応センター）に対し、事故・プラントの状況、事故収束対応戦略および戦略の進捗状況をC O P資料等により情報統括者の確認後、随時伝達できていたことから、適切なタイミングで必要な情報を提供できていたと評価する。

## （2）全社対策本部

### a. その他必要と認める訓練

#### （a）全社対策本部運営訓練

- ①全社対策本部長は、再処理施設の事象進展に応じて第1次緊急時態勢および第2次緊急時態勢を発令した。
- ②全社対策本部の各機能班は、事業部対策本部からの事故・プラントの状況、進展予測および事故収束対応戦略等の情報（情報統括者の確認を受けた情報含む）について、情報共有データベースおよび音声共有システム等の情報共有ツールを用いて入手し、全社対策本部ブリーフィングにおいて情報共有した。
- ③全社対策本部の各機能班は、社外関係機関への連絡、他原子力事業者との連携および社外からの問合せ対応を実施した。また、全社対策本部長は、再処理事業部対策本部から臨界事象に伴う屋外退避者（社員および協力会社）への食料等の調達手配に係る支援要請に対し、総務班（厚生チーム）へ非常食配備状況と配給対象の要員数確認を指示するとともに、不足分の発注および速やかな納品を指示した。

#### <評価>

- ①全社対策本部長は、防災業務計画に基づき、防災体制の発令を実施することができていたことから、体制の確立に概ね問題ないと評価する。

ただし、再処理施設での臨界事象発生に伴い、全社対策本部に係る活動開始が遅れたことから、事象発災時における情報収集・共有・指示に関する改善が必要である。

#### 【10. No.5 事象発災時における情報収集・共有・指示に関する改善 参照】

- ②全社対策本部の各機能班は、全社対策本部の活動に関する手順に基づき、事業部対策本部からの事故・プラントの状況、進展予測および事故収束対応戦略等の正確な情報を入手し、全社対策本部内で共有できていたことから、情報共有対応に概ね問題ないと評価する。

ただし、濃縮事業部緊急時対策所との社内TV会議の音声不通となった際に、情報共有がうまくできなかったことから、事業部との共有方法の改善が必要である。

#### 【10. No.6 事業部との共有方法の改善 参照】

- ③全社対策本部の各機能班は、全社対策本部の活動に関する手順に基づき、必要な任務を果たすことができていたことから、各機能班の対応に問題ないと評価する。また、全社対策本部長は、再処理事業部対策本部からの支援要請に対して、全社対策本部を指揮し、再処理事業部対策本部の機能班と調整して必要な支援が実施できていたことから、事業部対策本部への支援対応に問題ないと評価する。

#### （b）E R C対応訓練

- ①E R C対応統括者およびE R C対応者（全社）は、初動から事業部連絡要員到着までの間、事業部対策本部から事故・プラントの状況、進展予測および事故収束対応戦略の情報について、情報共有データベースおよび音声共有システム等の情報共有ツールを用いて入手し、E R Cプラント班との

情報共有を実施した。事業部連絡要員到着後、E R C対応者（事業部）は、E R C対応者（全社）から役割を引き継ぎ、E R Cプラント班との情報共有を実施した。また、E R Cプラント班との情報共有の際には、事業部対策本部の情報統括者の確認を受けた正確な情報を使用し随時情報共有を行った。

②E R Cプラント班リエゾンは、E R Cプラント班との情報共有に使用した資料の配布およびQ A対応、E R C対応統括者およびE R C対応者（全社および事業部）がE R Cプラント班の求めている施設状況説明や配布した資料の説明ができていない場合は、全社対策本部（即応センター）窓口はその旨を伝え、E R C対応統括者およびE R C対応者（全社および事業部）へ説明を依頼するなどの対応を実施した。

③10条確認会議等対応者（執行役員）は、E A L判断時における10条確認会議および15条認定会議において、報告メモを用いてE A L判断根拠および事象の経緯・今後の進展予測（最悪のシナリオ含む）・事故収束の戦略等について説明を実施した。

<評価>

①E R C対応者（全社および事業部）は、E R C対応マニュアルに基づき、通報文、C O P資料およびE R C備付資料等を活用し、事故・プラントの状況・進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況について、情報の優先度に応じ情報発信することができていたことから、E R Cプラント班との情報共有に係る対応に問題ないと評価する。

②E R Cプラント班リエゾンは、東京班対応マニュアルに基づき、全社対策本部（即応センター）と連携してE R Cプラント班へ資料の配布やQ A対応、E R Cプラント班側が求める施設状況説明などができていない場合の補助等ができていたことから、E R Cプラント班との情報共有に係る対応に問題ないと評価する。

③10条確認会議等対応者（執行役員）は、E R C対応マニュアルに基づき、再処理施設の事象進展に応じて10条確認会議および15条認定会議において、E A L判断根拠および発生事象・今後の進展予測（最悪のシナリオ含む）・事故収束の戦略等の説明を簡潔に実施できていたことから、10条確認会議および15条認定会議の対応に問題ないと評価する。

(c) オフサイトセンター対応訓練

・オフサイトセンター派遣要員は、通信機器の立ち上げを実施し、各施設の発災状況等の情報を入手し、オフサイトセンター内での情報共有を実施するとともに、オフサイトセンターで得た情報および自治体からの要請事項等を全社対策本部と情報共有した。

<評価>

・オフサイトセンター派遣要員は、オフサイトセンター対応マニュアルに基づき、発災状況等の情報入手および全社対策本部との情報共有が適切に実施できていたことから、オフサイトセンター対応に問題ないと評価する。

(d) 広報対応訓練

①広報班は、事業部対策本部が作成（情報統括者の確認含む。）した通報文等から得られた正確なプラント情報を基に作成したプレス資料を用いて、プレス発表（模擬）およびホームページによる公表（模擬）を実施した。

②E R C広報班リエゾンは、全社対策本部から送付されたプレス資料をE R C広報班と共有した。

<評価>

①広報班は、広報班対応マニュアルに基づき、プレス発表（模擬）およびホームページによる公表（模擬）を実施できていたことから、広報対応に概ね問題ないと評価する。

ただし、プレス文に施設の安全性や外部への影響の有無が分かるような記載がなかったことから、プレス内容の改善が必要である。

**【10. No.7 プレス内容の改善 参照】**

- ②ERC広報班リエゾンは、東京班対応マニュアルに基づき、ERC広報班との連携が実施できていたことから、ERC広報班リエゾンによる対応に問題ないと評価する。

## 8. 前回訓練時の要改善事項への取り組み

前回までの総合訓練において抽出した改善点に対する取り組み結果は、以下のとおりである。

### 【事業部対策本部】

No.	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
1	<p>通報文の作成方法の改善</p> <p><b>【問題】</b>            通報文に以下の不備があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第25条通報文に様式の添付がなかった</li> <li>・通報文の訂正報がルールどおりできなかった</li> <li>・通報文に使用する単位の統一がなかった</li> </ul> <p><b>【課題】</b>            通報文を正確に作成できること。</p> <p><b>【原因】</b></p> <p>①本部事務局は、防災業務計画の修正内容に合わせてマニュアルおよび通報文チェックシートを修正していなかった。</p> <p>②本部事務局の体制について、要員数と役割分担の実効性が未確認であった。</p>	<p><b>【対策】</b></p> <p>①本部事務局は、防災業務計画の修正内容に合わせてマニュアルおよび通報文チェックシートを修正することをマニュアルに定める。</p> <p>②本部事務局の体制について、要員数と役割分担の実効性を確認し、必要に応じて、役割分担を見直しマニュアルに反映するとともに、個別訓練を通じて、その実効性を確認する。</p> <p><b>【評価】</b>            本部事務局は、改正したマニュアルおよび通報文チェックシートに基づき、通報文が正確に作成できていることを確認したことから、対策は有効であった（完了）</p>

No.	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
2	<p>屋外線量を考慮した装備着用の仕組みの改善</p> <p><b>【問題】</b> 屋外線量が上昇している中で、屋外活動者は防護装備を着用しなかった。また、必要に応じ退避を検討することができなかった。</p> <p><b>【課題】</b> 屋外線量が上昇している環境下で防護装備を着用すること。</p> <p><b>【原因】</b> ①事業部対策本部のマニュアルには、他施設の情報定期的に把握し、影響があるときは、屋外活動者に対して、退避もしくは防護装備着用について指示することを定めていなかった。 ②放射線管理班のマニュアルには、他施設発災により放射性物質が屋外に放出されている状況下での屋外活動者に対して、退避もしくは防護装備を検討し、事業部対策本部に具申することを定めていなかった。</p>	<p><b>【対策】</b> ①事業部対策本部は、他施設からの放射性物質放出状況を定期的に把握し、影響があるときは、屋外活動者に対して、退避もしくは防護装備着用について指示することをマニュアルに定める。 ②放射線管理班は、他施設発災により放射性物質が屋外に放出されている状況下での屋外活動者に対して、退避もしくは防護装備を検討し、事業部対策本部に具申することをマニュアルに定める。また、濃縮事業部放射線管理班と情報共有する仕組みを構築し、個別訓練を通じて、その実効性を確認する。</p> <p><b>【評価】</b> ①事業部対策本部は、他施設の影響により屋外へ放射性物質が放出される可能性を考慮し、屋外活動者へ対する指示が改正したマニュアルどおりに実施できていたことから、対策は有効であった。(完了) ②放射線管理班は、改正したマニュアルに基づき、濃縮・埋設事業所および再処理事業所の放射線環境を事業部対策本部へ適時共有するとともに放射性物質の放出が認められていないことを踏まえ放射線防護装備は不要であることの対策本部の放射線管理の担当部員への具申、濃縮事業部および埋設事業部の相互の活動状況を共有し対策本部の放射線管理の担当部員へ報告ができていたことから対策は有効であった。(完了)</p>

No.	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
3	<p>事象発生場所の正確な把握方法の改善</p> <p><b>【問題】</b> 復旧班は、事業部対策本部へ火災発生場所を正確に伝えることができなかった。</p> <p><b>【課題】</b> 復旧班は、発見者からの火災発生場所を正確に把握できること。</p> <p><b>【原因】</b> 復旧班は、火災発生場所を制御室へ伝える際に何を報告するのか、制御室はその状況を連絡された場合、何を確認するのか明確に定めていなかった。</p>	<p><b>【対策】</b> 復旧班は、発災時の情報収集すべき項目および正確な場所を把握できる図面をマニュアルに定める。</p> <p><b>【評価】</b> 復旧班は、改正したマニュアルに基づき、発災場所（屋外および屋内）について正しく伝達・共有できていたことから、対策は有効であった。（完了）</p>

【全社対策本部】

No.	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
4	<p>ERCプラント班への説明方法の改善</p> <p><b>【問題】</b></p> <p>①ERC対応統括者およびERC対応者は、事象等が発生した事実のみ説明し、発生した経緯や進展予測の説明を含まない断片的な説明となる場面があった。</p> <p>②モニタリングポスト（以下「MP」という。）指示値上昇による埋設事業部対策本部のEAL判断（SE01）情報について、他の説明に割り込んで説明した。内容はMPを共用している加工施設に関する説明として実施済みであり、冗長な説明となった。</p> <p>③ERC対応者が補足説明として備付資料を用い書画装置を活用し説明した手書き資料について、説明後にERCプラント班へ提供できなかった。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>①施設全体の状況を整理して説明できること。</p> <p>②同一事業所内でMPを共用している加工施設および廃棄物埋設施設の放射線情報については、合理的に説明できること。</p> <p>③ERC対応者が補足説明として、備付資料を用い書画装置を活用し説明した手書き資料をERCプラント班へ提供できること。</p> <p><b>【原因】</b></p> <p>①ERC対応統括者は、役割を超えて自らの発話により各施設の状況を説明しようとした結果、全体のコントロールができなかった。</p> <p>②濃縮事業部および埋設事業部は同一事業所内でMPを共用しているが、原子力事業者防災業務計画はそれぞれ別に作成しており、MP指示値上昇によるEAL判断等を濃縮事業部と共有しているMPであることを報告する運用を明確にしていなかったため、埋設事業部に対しても10条確認会議を速やかに開催してもらう必要があると考えた。</p> <p>③補足説明として書画装置を活用し説明した手書き資料については、基本的にその後のCOPに内容が反映されることから、ERCプラント班へ提供するルールとしていなかった。</p>	<p><b>【対策】</b></p> <p>①ERC対応統括者およびERC対応者に対し、それぞれの役割を再認識させるための教育を実施する。</p> <p>②原子力事業者防災業務計画は、濃縮事業部および埋設事業部それぞれ別に作成していることから、10条確認および15条認定も別々に実施する必要があるものの、共有しているMPであることを踏まえた報告方法等のルールを明確にして共有する。</p> <p>③補足説明として書画装置を活用し説明した手書き資料のうち、COPに反映されない情報および反映が遅れる情報については、ERCプラント班へ提供するルールとする。</p>

No.	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
		<p><b>【評価】</b></p> <p>① E R C 対応統括者および E R C 対応者に対して、それぞれの役割を再認識するための教育を実施し、要素訓練を実施したことにより、各自の役割どおりの対応ができていたことから対策は有効であった。</p> <p>② 濃縮・埋設事業所で共有している MP 指示値報告についての留意点を E R C 対応に関する手順に定めるとともに、MP 指示値上昇に対して、濃縮事業部、埋設事業部ともに同一事業所内の MP を共有している旨を説明後、指示値報告を行っていたことから対策は有効であった。</p> <p>③ 手書き資料の提供方法については、情報フローや E R C 対応に関する手順に定めるとともに、説明した手書き資料を E R C リエゾン経由で E R C プラント班に対して配付できていたことから、対策は有効であった。</p> <p>なお、上記のいずれの対策項目は対応できていることから、今後も継続的に対策の有効性について確認していく。(完了)</p>

No.	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
5	<p>プレス内容の改善</p> <p><b>【問題】</b> プレス文が発災事象のみを伝えており、施設全体状況や事象の重要度が理解できる内容となっていなかった。</p> <p><b>【課題】</b> 原災法事象およびそれ以外のトラブルを含めた施設の状況について、プレスタイミング、記載内容、フォーマットを明確化した上で、事象が理解できるよう網羅的にプレスを実施すること。</p> <p><b>【原因】</b> プレス文の作成は、通報文をもとに作成するルールとしていたが、具体的に記載する内容について明確になっていなかった。</p>	<p><b>【対策】</b> 広報班は、どのタイミングでどのような内容を公表するのかを明確にし、マニュアル等に定め、班員全員が共有すべく教育を実施していく。</p> <p><b>【評価】</b> 広報班は、発災事象における施設状況などをプレスするために、プレス文作成の基本ルール、プレス文への記載内容（記載例含む）およびプレスタイミングを明確にするための広報活動に関する手順を新たに定めたことにより、事象の進展に応じたタイミングでプレス公表（模擬）ができていたことから対策は有効であった。（完了） ただし、プレス文の内容に施設の安全性や外部への影響の有無が分かるような記載がなかったなどの新たな課題を抽出していることから、更なる改善を図っていく。 [10. No.7 プレス内容の改善 参照]</p>

## 9. 訓練の評価

「埋設事業部 緊急時対応に係る訓練等の中期計画（2025年度～2027年度）」および「全社対策本部 緊急時対応に係る訓練等の中期計画（2025年度～2027年度）」に基づき、当社4施設（再処理施設・廃棄物管理施設・加工施設・廃棄物埋設施設）およびNMCCとの同時発災を想定したシナリオのもとで、情報発信能力および緊急時対応能力の確認ならびに前年度訓練の課題改善・検証をねらいとした訓練を実施した結果、応急復旧の実施、初期消火の実施、負傷者情報の発信などについて、改善すべき事項が確認されたものの、原子力災害に対する対応に大きな支障はなく、情報発信能力および緊急時対応能力の維持・向上を図ることができていると評価する。

「1. 訓練の目的・目標」に記載した達成目標についての評価結果は以下のとおり。

### 【事業部対策本部】

#### (1) 「社内外との情報共有」

評価：①「7. (1) e. (a) 事業部対策本部対応訓練」および「7. (1) e. (c) 全社対策本部等（ERC対応含む）との連携訓練」に示すとおり、現場と緊急時対策所が連携を図り、各要員は、情報フローに基づき、電子ホワイトボード、情報共有システムおよび音声共有システムによってリアルタイムに情報共有するとともに、情報共有データベースに必要な情報を適宜貼り付け、タイムリーに正確な情報共有を行うことが概ねできていたと評価する。

ただし、事業部対策本部として把握すべき他施設情報の整理、屋内退避状況下での屋外活動（要員派遣含む）に係る全社共通的なルールについて改善が必要と評価する。

[10. No.4 他施設の状況把握に関する改善 参照]

②「7. (1) e. (a) 事業部対策本部対応訓練」および「7. (1) e. (c) 全社対策本部等（ERC対応含む）との連携訓練」に示すとおり、現場からの情報を整理し、発信する情報が正確であることを判断し、一元的な情報発信が概ねできていたと評価する。

ただし、「7. (1) b. 救護訓練」に示すとおり、救護班は、負傷者発生時刻について誤った情報を発信していたことから、負傷者情報の発信に関して改善が必要である。

[10. No.3 負傷者情報の発信に関する改善 参照]

③「7. (1) e. (c) 全社対策本部等（ERC対応含む）との連携訓練」に示すとおり、事象の進展に合わせて必要な情報を適切なタイミングで提供できていたと評価する。

④「7. (1) e. (a) 事業部対策本部対応訓練」および「7. (1) e. (c) 全社対策本部等（ERC対応含む）との連携訓練」に示すとおり、原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、発災事象の確認、防災体制の発令を行うとともに、事業部対策本部は、事業部対策本部の活動に関する手順に基づき、社内情報シート、COP資料およびEAL判断の根拠資料等を用いてプラントの状況、事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を全社対策本部（即応センター含む）へ情報提供ができていたと評価する。

⑤「7. (1) a. 通報訓練」および「7. (1) e. (c) 全社対策本部等（ERC対応含む）との連携訓練」に示すとおり、通報文の作成においては、「7. (1) b. 救護訓練」に示す負傷者発生時間の誤りによる訂正報が発生したが、定められた手順に従って作成、チェックするとともに、通報連絡の目標時間を管理し、所定時間内に情

報統括者の確認後に通報を完了する等、手順どおり対応することができていたと評価する。

- ⑥「7.(1)e.(a) 事業部対策本部対応訓練」、「7.(1)e.(c) 全社対策本部（ERC対応含む）との連携訓練」および「7.(2)a.(b) ERC対応訓練」に示すとおり、事業部対策本部は、事業部対策本部の活動に関する手順に基づき、全社対策本部（即応センター含む）に対し、事故・プラントの状況、事故収束対応戦略および戦略の進捗状況をCOP資料等により情報統括者の確認後に随時伝達する等、手順どおり対応することができていたと評価する。

上記のとおり、改善が必要な点はあるものの、誤った情報は速やかに訂正し、全社対策本部との情報共有はできていたことから、目標を概ね達成できたと評価する。

#### (2) 「4施設同時発災時による支援・協力対応」

評価：①「7.(1)e.(a) 事業部対策本部対応訓練」に示すとおり、事業部対策本部は、他事業部対策本部からの応援要請（非常食貸与）に対する状況を把握し、支援、協力活動可能な状況を適切に判断できていたと評価する。

- ②「7.(1)e.(a) 事業部対策本部対応訓練」に示すとおり、事業部対策本部は、他事業部対策本部からの応援要請に対する実施判断を基に、対策班へ支援実施の指示ができていたと評価する。

- ③「7.(1)e.(a) 事業部対策本部対応訓練」に示すとおり、事業部対策本部は、再処理事業部対策本部からの応援要請に対して実施した内容を、情報共有ツールにより全社対策本部へ適切に情報共有できていたと評価する。

上記のとおり、いずれの検証項目についても問題なく実施できていたことから、4施設およびNMCC同時発災時の支援・協力対応については、目標を達成できたと評価する。

#### (3) 「現場と緊急時対策所との連携」

評価：①「7.(1)a.通報訓練」、「7.(1)b.救護訓練」、「7.(1)c.モニタリング訓練」、「7.(1)d.避難誘導訓練」、「7.(1)e.(a) 事業部対策本部対応訓練」および「7.(1)e.(b) 現場対策活動訓練」に示すとおり、現場と緊急時対策所と連携を図り、収束活動に必要な要員、資機材、時間で事象収束活動が概ねできていたと評価する。

ただし、「7.(1)e.(a) 事業部対策本部対応訓練」に示すとおり、戦略シートの承認に時間を要したことから応急復旧の実施について改善が必要である。

[10.No.1 応急復旧の実施に関する改善 参照]

- ②「7.(1)a.通報訓練」、「7.(1)b.救護訓練」、「7.(1)c.モニタリング訓練」、「7.(1)d.避難誘導訓練」、「7.(1)e.(a) 事業部対策本部対応訓練」および「7.(1)e.(b) 現場対策活動訓練」に示すとおり、現場は緊急時対策所の判断に基づき、現場収束活動が概ねできていたと評価する。

ただし、「7.(1)e.(a) 事業部対策本部対応訓練」および「7.(1)e.(b) 現場対策活動訓練」に示すとおり、応急復旧作業開始まで時間を要したことから応急復旧の実施について改善が必要である。また、復旧班は、初期消火活動に遅れが生じたことから、初期消火の実施に関する改善が必要である。

[10. No.1 応急復旧の実施に関する改善 参照]

[10. No.2 初期消火の実施に関する改善 参照]

上記のとおり、改善が必要な点はあるものの、現場と緊急時対策所が連携し、事象収束活動ができていたことから、目標は概ね達成できたと評価する。

#### 【全社対策本部】

##### (4) 「発災情報をもとに対策活動の判断・指示」

評価：①「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」に示すとおり、全社対策本部の各機能班は、事業部対策本部と情報共有ツールを用いて、タイムリーかつ正確な情報を概ね入手することができていたと評価する。

ただし、事業部との共有方法の改善が必要と評価する。

[10. No.6 事業部との共有方法の改善 参照]

②「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」に示すとおり、全社対策本部の各機能班は、事業部対策本部から得られた正確な情報を用いて全社対策本部内での全社対策本部ブリーフィング等により、情報共有できていたと評価する。

③「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」に示すとおり、全社対策本部は、全社対策本部運営に関する手順に基づき、全社対策本部要員が活動するために必要な判断・指示ができていたと評価する。

ただし、事象発災時における情報収集・共有・指示に関する改善が必要と評価する。

[10. No.5 事象発災時における情報収集・共有・指示に関する改善 参照]

④「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」に示すとおり、全社対策本部は、全社対策本部運営に関する手順に基づき、全社対策本部要員以外の社員、協力会社員等への対応について迅速に判断・指示ができていたと評価する。

上記のとおり、改善が必要な点はあるものの、いずれの検証項目についても実施できていたことから、発災情報をもとに対策活動の判断・指示については、目標を概ね達成できたと評価する。

##### (5) 「社外への情報発信」

評価：①「7.(2) a.(b) E R C 対応訓練」および「7.(1) e.(c) 全社対策本部等（E R C 対応含む）との連携訓練」に示すとおり、全社対策本部は、E R C 対応に関する手順に基づき、各事業部対策本部から入手した事故・プラント状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況をC O P 資料等により入手し、E R C プラント班への情報発信を手順とおりに対応することができていたと評価する。

②「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」および「7.(2) a.(d) 広報対応訓練」に示すとおり、全社対策本部は、広報対応に関する手順に基づき、施設の発災状況、事象の重要度および今後の対応など、プレスが概ね理解できる情報を発信が実施できていたと評価する。

ただし、プレス内容の改善が必要と評価する。

[10. No.7 プレス内容の改善 参照]

上記のとおり、改善が必要な点はあるものの、いずれの検証項目についても実施できて

いたことから、社外への情報発信については、目標を概ね達成できたと評価する。

(6)「事業部対策本部の支援」

評価：①「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」に示すとおり、事業部対策本部からの支援要請に対して、支援する対応班を決定する等全社対策本部内で意思決定し、手順どおり支援活動に関する対応ができていたと評価する。

②「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」に示すとおり、事業部対策本部からの支援要請に対して、事業部対策本部の機能班と調整して必要な支援が実施できていたと評価する。

上記のとおり、いずれの検証項目についても問題なく実施できていたことから、事業部対策本部の支援については、目標を達成できたと評価する。

## 10. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の訓練において、抽出した主な改善点は以下のとおりである。

### 【事業部対策本部】

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
1	<p>応急復旧の実施に関する改善</p> <p><b>【問題】</b></p> <p>①運転監督者（現場指揮者）は、地震発生直後の現場からの情報収集を運転員にまかせず自ら行ったこと、装備着装後の現場入域指示を復旧班長に確認したことで、ルールに基づき地震発生後の現場確認指示（運転員への装備着装指示および装備着装後の現場入域指示）を直ちに行うことができず、廃棄体に係る異常発生の把握まで 50 分を要した。</p> <p>②応急復旧対策の決定には作業内容、作業開始予定時間、所要時間の記載を必要としている。対策本部は、事象把握後、直ちに技術班に対して応急復旧対策の作成を指示した。作業内容について、技術班は異常時対処手順にあらかじめ定められている作業内容に従い実施することを応急復旧対策に記載し対策本部の了承を得たが、復旧班は作業開始時間および所要時間の算出に時間を要し応急復旧対策の作成指示から応急復旧対策の決定および作業開始指示まで 40 分を要した。</p> <p>③対策本部は、上記②で決定した応急復旧対策について、優先順位および作業内容に影響のない作業順の変更についても全て報告を受けて対策本部長の内容確認を実施したことで、現場の応急復旧対策の開始が遅れた。最終的に最初の戦略シート作成指示から現場の応急復旧対策の開始まで 62 分を要した。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>①運転監督者（現場指揮者）は、地震等発生後、速やかに初動体制（現場確認含む）を確立して運転員に対して具体的にかつ速やかに行動に移すよう指示できること。</p>	

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
	<p>②復旧班は、応急復旧手順の各作業時間を速やかに事業部対策本部へ報告できること。</p> <p>③対策本部は、応急復旧対策の実施にあたり対策本部の方針に基づき適切な指示系統のもと、応急復旧対策を速やかに開始できること。</p> <p><b>【原因】</b></p> <p>①-1 運転監督者（現場指揮者）は、地震等の発生時にルールに基づき実施すべき初動対応（警報確認、線量等の異常の有無、現場確認（ITV・目視）、通報連絡等）に係る役割分担を明確に定めておらず、地震発生後に役割分担を決めて指示した。</p> <p>①-2 運転監督者（現場指揮者）は、地震等の発生直後の初動対応を含めた要素訓練が不足しており適切な初動対応ができなかった。また、訓練事務局は各機能班が行う要素訓練について、実効性のある訓練となっていることの確認が不足していた。</p> <p>②応急復旧対策に記載する作業時間について、技術班が記載していたものを復旧班の要請により復旧班に確認して記載する対応をとったが、復旧班は、異常時対処手順に定めた作業について標準的な作業時間を定めておらず、技術班が作成した応急復旧対策の作業内容を見てから作業時間の見積りを始めた。</p> <p>③対策本部のマニュアルではすべての情報を対策本部長に集中し、承認を得る体制となっており、各機能班を受け持つ担当本部員の判断で実施できる事項を具体的に定めていなかった。</p>	<p><b>【対策】</b></p> <p>①-1 運転監督者（現場指揮者）は、地震等発生後の初動対応（警報確認、線量等の異常の有無、現場確認（ITV・目視）、通報連絡等）に係る役割分担をマニュアルに定める。</p> <p>①-2 運転監督者（現場指揮者）は、地震等の発生直後の初動対応を含めた要素訓練を通じて習熟を図る。また、訓練事務局は各機能班の要素訓練に対して、訓練の目的（改善点、確認したい点）に応じた訓練内容（シナリオ・場面設定）になっていること、訓練の結果、訓練の目的が達せられていることを確認・指導する。</p> <p>②復旧班は、作業ごとの標準活動時間をマニュアル（異常時対処手順）に定める。</p> <p>③対策本部は、各機能班の活動について、対策本部が定める方針（優先順位等）に影響がなくかつあらかじめ定められている手順に包含できる範囲の作業の変更については、各機能班の担当本部員の責任のもと実施可能とするよう権限を明確にし、マニュアルに定める。</p>

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
2	<p>初期消火の実施に関する改善</p> <p><b>【問題】</b>  火災発見時の初期消火はルール上、通報等の後、実施可能と判断される場合に実施することとしている。復旧班（パトロール員）は、火災発見時、公設通報および制御室への連絡を実施したが、連絡を受けた制御室の復旧班（現場指揮者）は、火災発見時点で初期消火の実施に影響があるかどうか（他施設からの放射線影響の有無）を確認することなく最初の対策本部指示※を優先し他所のパトロールに向かうよう指示した。復旧班（パトロール員）は、初期消火をせずに火災現場を離れてよいか疑問を持ったが、現場指揮者に意見具申せず指示に従い火災現場を離れた。</p> <p>※対策本部は他施設の発災に伴い、屋内退避を指示したがモニタリング等により放射線影響がないことが確認したことで復旧班に対し地震発生後の屋外パトロールを指示した。その際、他施設の事象進展による万一の放射性物質の放出への備えとして防護装備を所持し車内からパトロールを行うよう指示した。</p> <p><b>【課題】</b>  復旧班は、火災発見時の初期消火について人身の安全および埋設施設の保安への影響をもとに主体的に判断し、必要な活動が実施できること。</p> <p><b>【原因】</b>  復旧班は、初期消火活動の実施にあたり確認すべき事項（燃焼物、延焼の可能性、他施設からの影響等）およびこれを踏まえた初期消火の実施条件を定めていなかった。</p>	<p><b>【対策】</b>  復旧班は、火災に対する人身の安全確保および施設の保安への影響回避の観点から、初期消火にあたり確認すべき事項（燃焼物、延焼の可能性、他施設からの影響等）およびこれを踏まえた初期消火の実施条件をマニュアルに定める。</p>

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
3	<p>負傷者情報の発信に関する改善</p> <p><b>【問題】</b></p> <p>①救護班は、緊急医療チームから口頭により報告を受けた負傷者情報をもとに、情報共有システム（時系列）に誤った負傷者発生時間を登録した。これにより、本部事務局が時系列を参照し作成した通報文の負傷者発生時間に誤りが生じた。</p> <p>②情報統括者は、救護班と復旧班が情報共有システム（時系列）に登録した負傷者発生時間と、通報文や COP の負傷者発生時間の相違に気付けなかった。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>①救護班は、正確な負傷者発生時間を情報共有できること。</p> <p>②情報統括者は、情報共有システム（時系列）に登録した時間に係る情報と通報文や COP に記載された情報の相違に気付けること。</p> <p><b>【原因】</b></p> <p>①-1 救護班は、発生事象等の時間に係る情報は、対策活動における判断材料や通報文等で社内外にも共有される重要な情報であり、正確に取り扱うことの重要性の認識がなかった。また、情報取扱い時の基本動作が徹底されていなかった。</p> <p>①-2 救護班は、負傷者情報を記録するフォーマットを定めておらず、緊急医療チームから口頭により報告を受けた負傷者情報について受電時間、発生時間の区別がつかなくなり情報共有システムに入力する情報（負傷者発生時間）を正確に記録することができていなかった。</p> <p>②情報統括者は、確認すべき視点として、通報文や COP に記載する時間に係る情報が情報共有システムに登録された情報と相違が生じていないことを確認することについてマニュアルに定めていなかった。</p>	<p><b>【対策】</b></p> <p>①-1 発生事象等の時間に係る情報の重要性および情報取扱い時の基本動作（3wayコミュニケーション、時間を区別して記録する）の徹底について、対策組織要員に対して教育を実施する。</p> <p>①-2 救護班およびその他の機能班は、負傷者情報を記録する場合は情報共有システムに入力する情報（負傷者発生時間）が設けられている全社統一のフォーマットを使用することをマニュアルに定める。</p> <p>②情報統括者は、確認すべき視点として、通報文や COP に記載する時間に係る情報が情報共有システムに登録された情報と相違が生じていないことを確認することについてマニュアルに追記する。</p>

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
4	<p>他施設の状況把握に関する改善</p> <p><b>【問題】</b></p> <p>事業部対策本部は、他事業部および他施設の情報について、他事業部対策本部から送付される通報文による状況把握が主であり、廃棄物埋設施設への影響を想定するにあたっての情報の過不足、タイミングを考慮できていなかった。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>①廃棄物埋設施設および濃縮・埋設事業所に与える影響を考慮して必要な情報が収集できること。</p> <p>②取得した情報を整理し、適切なタイミングで事業部対策本部内に共有できること。</p> <p>③他事業部および他施設の情報を受けて実施した対応（屋内退避等）について、他事業部対策本部および全社対策本部へ報告できること。</p> <p><b>【原因】</b></p> <p>①廃棄物埋設施設および濃縮・埋設事業所への影響を検討するにあたり、他事業部・他施設の把握すべき情報が決まっていなかった。</p> <p>②本部事務局マニュアルは、役割として「他事業部の情報収集および共有」があるが、本部へ共有すべき情報が何かを具体的に定めていなかった。</p> <p>③他事業部および他施設の情報を受けて実施した対応を他事業部対策本部および全社対策本部へ報告することを社内標準類に定めていなかった。</p>	<p><b>【対策】</b></p> <p>他事業部・他施設の発災事象において、廃棄物埋設施設および濃縮・埋設事業所への影響を考慮（共有）すべき情報を明確にするとともに、他事業部および他施設の情報を受けて実施した対応を他事業部対策本部および全社対策本部へ報告することを社内標準類に規定する。</p>

【全社対策本部】

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
5	<p>事象発災時における情報収集・共有・指示に関する改善</p> <p><b>【問題】</b></p> <p>再処理施設での臨界事象発生に伴い、全社対策本部に係る活動（オフサイト要員派遣、道路状況把握、後方支援派遣および負傷者搬送支援等）の活動開始が遅れた。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>①各施設で事象発生した際、全社対策本部要員（緊急時対策要員）や他事業所の要員に必要な情報を収集し、必要に応じて共有ができること。</p> <p>②共有された情報により、屋内外での活動可否判断などが適切なタイミングで指示ができること。</p> <p><b>【原因】</b></p> <p>①全社対策本部要員（緊急時対策要員）や他事業所で活動する要員に影響を与えるまたは与えるおそれのある情報が明確でなかった。</p> <p>②臨界事象等に伴う屋内退避情報受信後に、屋内外で活動する再処理事業部員以外の活動可否判断などが具体的に定まっていなかった。</p>	<p><b>【対策】</b></p> <p>各施設で事象発生した際、全社対策本部要員（緊急時対策要員）や他事業所の要員が必要とする情報を明確にするとともに、情報収集・共有の方法およびその共有した情報により屋内外の活動可否の判断基準などを明確にし、社内文書に規定する。</p>

※ 事業部対策本部で確認された改善事項であるが、事実確認による原因および全社大に係る改善点であるため、全社対策本部での対応とする。

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
6	<p>事業部との共有方法の改善</p> <p><b>【問題】</b> 濃縮事業部緊急時対策所との社内TV会議の音声不通となった際に、情報共有がうまくできなかった。</p> <p><b>【課題】</b> 緊急時において、事業部対策本部と情報共有が不備なくできること。</p> <p><b>【原因】</b> 社内TV会議が音声不通時に代替手順が一部の事業部で手順が不明確で対応できていなかった。また、音声不通時にも使用する各事業部のCOP確認モニタの閲覧時に、他要員の死角となって、情報を確認するのに時間を要した</p>	<p><b>【対策】</b> 全社対策本部事務局は、社内TV会議が使用できなくなった場合の対応方法について社内標準化を図るとともに、事業部と情報共有の際に使用する情報共有ツールを再構築し、要素訓練などで検証を行う</p>

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
7	<p>プレス内容の改善</p> <p><b>【問題】</b> プレス文に施設の安全性や外部への影響の有無が分かるような記載がなく、必要な情報発信ができていなかった。</p> <p><b>【課題】</b> 発災事象の影響によって、施設の安全性や外部への影響に関する評価や補足説明を加えた、網羅的にプレスを実施すること。</p> <p><b>【原因】</b> プレス文の作成は、昨年度反省事項を踏まえ、プレス文作成に関する前提条件や基本的なルールを定めたガイドに従い対応していたが、施設の安全性や外部への影響に関する記載では、「調査中」などの記載のみとなっており、通報文以外でも得られる情報などを活用した内容になっていなかった。</p>	<p><b>【対策】</b> 広報班は、施設の安全性や外部への影響に関する情報源、事象ごとのプレス文テンプレートなどを整備し、安心情報をプレス文に入れる場合の確認方法等を運用ガイドに定めるとともに、要素訓練等で作成したプレス文等について外部関係者等による検証を行う。</p>

以上